

# 第4回江戸川区介護保険事業計画等改定検討委員会



日 時 : 平成 26 年 11 月 14 日(金) 午後 7 時 15 分～9 時 00 分

場 所 : タワーホール船堀 研修室

出欠席

所属等	氏名	出欠
神奈川県立保健福祉大学	○ 太田 貞司	出席
ダイヤ高齢社会研究財団	澤岡 詩野	出席
江戸川区医師会	◎ 浅岡 善雄	出席
江戸川区医師会	小川 勝	出席
江戸川区歯科医師会	古川 隆彦	出席
江戸川区薬剤師会	篠原 昭典	出席
東京都医療社会事業協会	藤井かおる	出席
訪問看護ステーション連絡会	葉山 香里	出席
熟年者福祉施設連絡会	藍野 勇	出席
ケアマネジャー協会	栗岡 清英	出席
訪問介護事業者連絡会	江面 秀樹	出席
地域密着型サービス事業者連絡会	朽方 ユミ	出席
熟年相談室	平井 剛	出席

所属等	氏名	出欠
生活支援協議会	大越利依子	出席
民生・児童委員協議会	山越 博文	出席
社会福祉協議会	深津 康二	出席
公 募	池山 恭子	出席
公 募	菊地 智恵	出席
公 募	小松サヨ子	欠席
公 募	寺本 孝行	出席
連合町会連絡協議会	中川 泰一	欠席
くすのきクラブ連合会	宮川準之助	欠席
ファミリーヘルス推進員協議会	高津 隆子	出席
区議会議員	早川 和江	出席
区議会議員	佐々木勇一	出席
副区長	原野 哲也	出席

◎委員長 ○副委員長

## 1. 開会

## 2. 議事

### (1) 第6期介護保険事業計画における論点整理(今回部分)

—事務局より資料 1・2・3について説明

## (2)高齢者の住まい

**委員長** 私は介護老人保健施設を経営して 20 年になる。この間、高齢者を受け入れる施設等が種類、量ともに随分できてきたと実感している。高齢者の住まいに関して何かご意見はあるか。

**委員** 私は地域密着型サービス事業者連絡会の会長をしている。資料 2 の 2 ページに高齢者の施設・住まいの利用料金や家賃が記載してある。グループホームは 13 万～20 万円で 1 ページの表をみると介護度は低～中となっているが、確かに最初に入居するときは介護度は低だが、グループホームは医療連携加算ができ看取りまでとなっているので、最後は中ではなく高になるのが現状であり、資料の表に介護度は高まで入れてほしいと感じた。年数が経って車いすになり、寝たきりになり、10 年以上入居している方が普通にいる状況である。利用料が 13 万～20 万円ということについては、一人当たりの最低居室面積は 7.43 ㎡、大体 4 畳半である。4 畳半だと 13 万ぐらいだが、8 畳、10 畳の施設ではどうしても利用料が高くなってしまふ。食事等はさほど変わらないのにどうしてこんなに違うのかと、よく家族に聞かれるが、それは部屋の大きさである。私達は、グループホームはあまり居室にすることはないので、無理をして居室を広くする必要はないと考えて、家族の負担を少なくするために、4 畳半の造りにしている。グループホームは介護保険では在宅の 1 形態であるが、福祉用具が 1 割負担で使えない。全額家族の負担になるので施設側が設備として色々な準備をしなければならない。看取りをしていく中で、エアーマットなどの道具がないと難しいが、そういう中で日々がんばっている現状である。現在、グループホームはかなり整備され、江戸川区内に 34 施設あるが、利用率をみると結構空きがあり、経営状況はきつい事業所が多い。

**委員** 高齢者の集合住宅という位置づけで、色々なタイプがあるが、地域支援事業も合わせると、集合住宅にいる要支援の方の訪問介護や訪問看護について、現在サービスを使っている内容が来年度から変わってくるということの視点は、行政のほうでも考えていただきたい。要支援の方々のサービスの変化については周知が必要である。

**委員** 高齢者が施設等で生きていくことを考えた場合、当然要介護度は変化していく可能性がある。最初は低で入った方の要介護度が上がったときは、どういう対応を想定しているか、教えていただきたい。

**事務局** 住まいの種類にはよるが、基本的には住み替えということになる。しかし、資料に書いてある施設等では現在は同じところにいることが多い。

**委員長** 容態がどんどん悪くなって今の施設で受け入れられない場合は看られるところへ、急変した場合は病院に移さなければならないし、徐々に年老いて最期をまっとうするというのであれば、そのままの施設で看ることができる。これはケースバイケースであると思う。もう 1 つの決め手は、本人を含めて、家族がどのように考えるかである。これはおそらく行政側にしても医療側にしても強制することはできないので、個人個人の考えがなるべく叶うかたちを考えていくのが現状ではないか。

**委員** 要介護度が上がった場合の将来も考えていただいているということで安心した。もう 1 つ常に思っていることは、昔は家族で介護することが当たり前で、それを人様をお願いするということはなかったが、現状はそうせざるを得ないことが多い。逆に受け入れの整備がすすむ

と家族がその方を一人にしてしまい、相談にすら乗ってくれないという状況も起きている。家族がどの程度関わるべきなのかを十分頭に入れていかないと、厳しい状況になるのではないかと懸念している。

委員長

その通りである。実際現場に携わっている委員はわかると思うが、本人ではなく、家族状況や家族の考え方、意向によって、ほとんど決定されているのが現状である。他に何かあるか。

委員

特別養護老人ホームは入所者の要介護度は高である。都内だと入所者の平均介護度は4ぐらいで推移している。申し込む方は、実際にはグループホームや老人保健施設で生活しながら待機をしているという方々が多い。待機者については、市部と区部では大きな差がある。市部は施設、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームが多くでき、待機者が0というところもある。しかし、区部は施設不足、高齢者の人口増加、単身世帯、労働世帯の増加があり、待機者はまだまだ多い状況である。また、経済的な理由で、特別養護老人ホームは多床室だと利用料が大体5万円ぐらいで過ごせ、最大でも10万円を切っている状況である。生活保護の方に関しては1か月何千円で過ごせるので、やはり申し込む方が多いのが都内の現状である。今後も特別養護老人ホームへの入所希望は増加傾向にあり、家族状況も踏まえてまだまだ整備は必要かと思う一方、市部は飽和状態なので計画的に考えていかなければならないし、特別養護老人ホームだけを整備するのではなく、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、老人保健施設の状況も踏まえた上で施設整備を検討していただきたい。

委員

現在、熱心な施設では看取りをしているが、医療ソーシャルワーカーの立場としては、施設に必ず看取りをしてもらえると紹介することは、区民にも施設側にとっても適切ではないと考えている。昔と違い、今の方々は病院や施設で看取ってもらえるという感覚の方が多い。何もかも任せ、しかも近くて経済的な負担も少なくというところなどは中々ない。現実には施設や病院の方々の努力の上に看取りは成り立っているもので、誰かに任せきりで家族を見送ることはできないというエッセンスを適切なかたちで入れるとよいと思う。

副委員長

今のご意見は本当に大切なことである。高齢者の住まいは全体的に整備されてきている。今後さらにレベルアップしていくことが大事である。もう1つは、資料2の3ページ、都市型軽費老人ホームを整備していくことに大賛成であるが、これより下の所得の方、つまり生活保護と都市型軽費老人ホームの狭間の方に対する制度が今のところ日本にはない。色々なサービスを組み合わせたり、知恵や工夫を出し合わなければいけないが、江戸川区としてもこの方達をどうするかという問題があるということを念頭に置いてほしい。

### (3) 地域密着型サービス等の整備状況と今後の整備の考え方

委員長

次に地域密着型サービス等の整備状況と今後の整備の考え方について、何かご意見はあるか。

委員

新たな制度や色々な種類の住まいの形態があり大変複雑である。少し漠然とした意見であるが、まずどういう住まいがあるのか、さらに重度化した場合、その先にどういうところがあるのかなどを区民に知ってもらうことに力を入れていかなければと感じている。住まいにつ

いても区民一人ひとりが元気なうちから、主体的にどうするかを考えなければいけない時代である。

委員

住まいの課題について、1つ目は、私達は大体60歳を過ぎた頃から、さて老後どうしようと考えられると思う。そのとき、ここで使われている住まいに関する言葉は一般の人にはわかりにくいと思う。例えば養護老人ホームと特別養護老人ホーム、これらは私でも迷うような名称である。まず区民に住まいの種類、名称、それぞれの利点をわかってもらうことが重要で、パンフレットの様なものが必要であると考えます。2つ目は、現在サービス付き高齢者向け住宅は家賃が払えなくなったら出ていかなければならない状況にあり課題であると思う。3つ目は、あまりにもサービスが整備されすぎている場合、自分自身でやることができなく、逆に生きがいや楽しみがなくなってしまい、そういう相談を随分受けたことがある。4つ目は、特養の待機者について、例えば、現在何人待ちであると住民にわかるようにすべきであると思う。5つ目は資料2の2ページの家賃や利用料は、職員のお給料分だけにしかなく、もっと若い方達の負担を考えるべきである。

委員

高齢者向けの住宅や施設は完全ではないにしろ大分整備がされていると思う。私が受ける相談で特に多いのは、家族についてである。子どもが単身の世帯で、単身の子どもが働きながら在宅で親の介護をしていて十分に看きれない状況になったときに、日本人というのは親子関係が密着していて、なかなか離れ難い。離れ難いが看きれないので施設を選ばざるを得ないというケースが最近増えてきている。そういった方達に対して、例えば親子で一緒に住み、介護しながら子どもが働くことができる住まいのかたちがあればいいと、特に最近感じている。

委員長

委員の皆さまで自分の老後をどうするか決めている方はいるだろうか。今、高齢者にこれらの資料を見せても、言葉はわからないし、どういうところが自分が終の棲家のかたちになるか考えられる方はいないであろう。これを理解して考えてもらうには、ケアマネジャー、施設の相談員、関わりのある方などが、柔軟に、懇切丁寧に、親身になって話をするしか方法はないだろうと思う。何か他にご意見はあるか。

委員

ケアマネジャーの立場で1つ意見がある。在宅の支援においては老老世帯の方や独居者が非常に多く、医療処置の必要性はだんだん高くなっている。グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所はどうしてもハードルが高いので、現実的には在宅サービスの質を上げていくことが必要であると考えます。

委員長

加えてエマージェンシーのときにどうするのかという課題がやはりあると考えている。それでは次の議事にすすめたい。

#### (4) 第6期における介護保険料設定の考え方

—事務局より資料4・5・6を説明

委員長

介護保険料について、何かご意見はあるか。

委員

高齢者がどんどん増え、当然介護保険利用者も増え、どうにもならないということで今回の介護保険制度の改正であると思う。介護保険料については、江戸川区と私達関係者がともに地域包括ケアシステムの構築に本気で取り組み、介護予防も含めて介護保険のお世話

になる人が一人でも少なくなるように取り組む方向性でがんばっていくと話合った結果、出てきていると考える。私はこの金額に賛同する。

委員

私の母親は 93 歳で、幸い介護保険のお世話にはならず、私達夫婦と自宅で一緒に暮らしている。その母が、介護保険料が上がり、少ない年金からまた引かれるのに何も言えない、拒否できないと嘆いている。簡単に 4,800 円が 5,300~5,500 円でいだろうという話ではない。私の印象では箱物を整備する施策はあっても、中身に対する施策が不十分な気がする。前は財政安定化基金で調整したということもあると思うが、保険料が上がるということについて十分周知をすること、そして区民の納得する説明を行う必要があると思う。

委員長

資料 6 の 67 ページからどうして介護保険料が月額 5,300~5,500 円程度になるかというストーリーが書いてある。事務局から説明をお願いします。

事務局

介護保険料は、今後の高齢者人口、認定率の推移と施設・居住系サービスの伸びを踏まえて出している。月額 5,300~5,500 円程度は基準額であり、所得に応じて 16 段階に分けており、2 倍、3 倍近くを支払っていただく段階もあれば下回る段階もある。場合によっては公費で軽減することもある。

委員長

74~75 ページに算定までの流れの説明があるので確認していただきたい。介護保険料は改定するたびに上がっていく。どこまで上がるのか、天井はどこなのかとても心配に思っている。ただ、色々な意味でボリュームが増えていることには間違いはない。介護保険制度は支え合い、共助の考え方で成り立っていて、介護保険を一生使わずに終わっていく人もいれば、限度額まで使う人もいるのである。介護保険料の上昇率は他区と比べて低いほうであると聞いている。

事務局

第 5 期保険料は、東京都 23 区の平均基準額 5,134 円に対して、江戸川区は 4,800 円である。保険料の低いほうから江東区と並んで 4 番目という位置づけである。また、国の平均は 4,972 円である。

委員長

もう一つ、資料 6 の 72 ページにあるように、今回は介護保険料を 16 段階に分けて設定している。低所得者からどのように徴収するか、均等に徴収することを考慮してさらに細かくなってきている。介護保険料について、私は月額 5,300~5,500 円程度は妥当なラインであると考えている。基本的な方向性についてはどうか。

委員

中間のまとめについては、どのようなものが出てくるのか期待していた。実際に具体的な数字が入っていないところはあるが、今の段階では、これが本当のところであると捉えている。介護予防・日常生活支援総合事業については、江戸川区の実態をみると、私はすぐ実施できる状況にはないと思う。国もそのあたりは見越して平成 29 年 4 月までに取り組み、受け皿の整備をするようにとガイドラインを設定している。それが当たり前なのだと思う。私は NPO 法人でもあり事業者でもある。事業者としては率直に準備期間が必要であると考えている。とにかく平成 29 年 4 月までに、色々なところと意見交換をしながら、しっかり基盤を固めるために協力・活動していきたいと考えている。27 年 4 月から実施すると簡単に言い切れるのかどうか心配であるが、江戸川区としての決意表明であると受け取り、きちんと位置付けていくためにはやむを得ないと考えている。

委員長

行政は実施と決定したが、NPO 法人や事業者の事情はよくわからないところがある。

委員

行政ががんばると言うだけでは無理がある。また、江戸川区のNPO法人だけでは、まだまだそれだけのものを支えることはできない。そうすると事業者に積極的に参加していただかないと、当面は成り立たない。私も事業者としては、みなしということではなく積極的に手を挙げるつもりでいる。

委員

介護予防・日常生活支援総合事業について、訪問介護事業者連絡会は平成27年4月から実施するとはまったく考えていなかった。率直に言えば、混乱するのではないかと心配している。要支援の利用者は、私達はどうなるのかととても不安になっている。まずは事業者がきちんと理解し、利用者に説明をすることができるよう、勉強会が必要であると考えている。

委員

基本的な方向性については、内容・方向性に問題はないが、財政に絡めて話をすると、社会保障審議会ですら必ずしも一律ではないとは言っているが、介護報酬がマイナス6.0%と提言されていて、もしこれが現実になったら、ほとんどの事業者は成り立たなくなるのではないかと心配している。事業者の現状が保たれることが1つの基盤推進になるのであって、事業者の生活が保たれないということはあってはならない。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイサービスなどの施設系、小規模の事業者は痛手を受けると聞いている。法改正で変わってくる事情にも対峙して考えていく必要があると思う。方向性の(1)~(6)は本当に良い方向性であるが、制度自体が変わっていく不安を事業者は抱えている。

委員

2つ意見を述べたい。1つ目は、国や区の予算は限られ、事業所の経営状況は大変厳しく、高齢者は増加し、あとには団塊の世代が待っている状況である。そこから出るには地域全体の力を活かすことである。区の経済界に働きかけ民間に協力していただくよう努力すべきではないかと考える。2つ目は、生活支援コーディネーターについて、一部の地区ではしようがないから民生委員にという話が出ていると聞いている。必ずしもそう決めつけしないで、本当に必要なことをコーディネートしてくれる人をどのように選んだらいいか、時間をかけてじっくり考えるべきではないかと思う。

委員長

その通りである。地域連携会議に出席したときに、皆さんの中で生活支援コーディネーターにふさわしい方をぜひ考えていただきたいとお話した。地域で開催される会でぜひ生活支援コーディネーターについてディスカッションしていただきたい。まずは生活支援コーディネーターを知ってもらうということだけでもよいと思う。地域連携会議について、何かあるか。

委員

今年度から、地域の課題を顔の見える関係で解決していく機能を重視し、より小さな圏域で地域連携会議を開催している。具体的に葛西地区では集合住宅、町会を絞ったかたちで連携会議を開催している。生活支援コーディネーターについては、現在の地域の顔になっている方にさらに負担をかけるというよりは、その下部の実際に町会長のもとで動いている方と顔の見える関係をつくり、実動部隊を育てていきたいと考えている。小さな圏域で連携会議を開催することによりこの指とまれ方式で地域の支え手になってくれる方が新たに創出されることを期待している。また、総合人生大学を卒業した方を地域の中でどう活かしていけるかも重要だと思っている。介護予防・日常生活支援総合事業については、27年4月から開始ということで、私も非常に驚いたが、どうせ行うなら歩きながらすすめていく大切さもあると思っている。実際に27年4月はすぐである。事業者が知識を深めて準備をすすめていただかないと、要支援者の方への説明ができない。まずは地域の団体に事業を知っていただくことである。熟年相談室がその基盤となることを認識しているので、ぜひ協力していきたいと思っている。

委員

基本的方向性の(2)認知症高齢者への地域ケアの確立について、認知症サポーター研修の着実な実施はとても大事なことであると思う。具体的には、大きなところ1か所で実施するのではなく、規模を小さくして実施することが非常に大事である。先日、隣の人が認知症になったとき、私達はどういうふうに対応するか、どういうふうに向き合うかなど実際に認知症デイサービスの方に来ていただいて研修をしたが、なるほど、だからこういう行動をとるのか、じゃあ私が話を聞いてあげることが大事なことなのだとということに気づくことができた。小さな地域で実施するとすると、講師は熟年相談室にお願いをするだけでは足りないので増やさなければならない。町会レベルで話をしてほしいというとき、すぐに対応できる体制をつくって広げていくことがとても大事である。

委員

(4)③に書いてある安心生活応援ネットワークとは、現在ある事業なのか。

事務局

現在も実施している事業である。人による見守りのシステムと、マモルくんという機械を置いての見守りである。うまくいっていないという議論があり、今後はこのネットワークシステムの充実を推進していきたいと考えている。

委員

先日、私が地域生活支援員の講座を開催したときにわかってきたことの1つとして、NPO法人をサポートするNPO法人がないということがある。社会福祉協議会とボランティアセンターは地域の中ではNPO法人を支える役割を担っているところもあるが、大きなところだとNPOサポートセンターがある。今後福祉に関する制度が大きく変わる中で、吹いてくる風にしっかり根をはって対応するためにもNPO法人を支えるNPOネットワークというものがあって然るべきだと思う。しかし、ネットワークをつくり過ぎると逆にどこに行ってもいいかわからなくなってしまうので、整理をしながらNPOサポートセンター的なものをつくっていく必要があると提案させていただく。

### 3. その他

事務局

本日、机上配布で「高齢化への対応」という資料を置かせていただいた。こちらを事務局から説明させていただく。

—事務局より資料「高齢化への対応」を説明。

委員長

これは熟年しあわせ計画に入ることなのか。

事務局

はい、熟年しあわせ計画の骨子と捉えている。

委員長

時間がせまっているが、他に何かあるか。

委員

特別養護老人ホームについては3以上の要介護者が対象となるが、特例として認める要介護1、2の方をどのような方にするか協議する場を早急に設けていただきたい。区民も不安に思っているの、明確なルールづくりをお願いしたい。

委員

資料「高齢化への対応」は、私達がこれからどのように地域で対応していけばよいかかわかるとてもいい資料であると思った。私は先ほど江戸川区は担い手が少ないと乱暴な言い方をしたが、葛西地域の熟年者いきいきマップを作成するために、色々なコミュニティの場に行って口コミなどを聞いたりしたところ、いきいきと活動している高齢者のサークルがたくさんあることがわかった。介護予防に関係なく、カラオケが好きだから、卓球が好きだから、そういう方達のサークルが江戸川区にはたくさんあり、大変心強く思った。こういう方達に江

戸川区全体として地域包括ケアシステムを構築していく方向性にあり、自分達が主人公になる社会をつくっていくのだと知らせることがとても大事だと思う。そういう観点で、江戸川区一丸となって、横つながりの連携をつくっていきたいと考えている。

委員長

中間のまとめ(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料 6 が中間のまとめ(案)である。今回の委員会で色々ご意見をいただいたので、それを踏まえ、26 年 12 月 1 日広報えどがわに中間のまとめの考え方を公表する。具体的内容はホームページに掲載し、冊子も配布する。冊子には意見を出していただけるようはがきをつけている。平成 26 年 12 月 1 日～15 日までの 15 日間、パブリックコメントを実施する。平成 26 年 12 月 8 日午後 7 時からは計画の中間のまとめの説明会と併せて澤岡委員に高齢者の社会参加をテーマに講演をしていただく予定である。意見は電子メール、郵送、FAX、持ち込み等で収集する。区民のご意見、提案等は第 5 回の検討委員会で委員の皆さまに報告させていただく。

次回の日程を下記のとおり決定した。

日 時:12 月 22 日(月)午後 7 時から

場 所:タワーホール船堀 4 階 研修室

#### 4. 閉会

～以上～